

北上市告示乙第41号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高橋 敏彦

1 委託の内容

学校開放施設の使用料の徴収及び収納事務

- (1) 黒沢尻東小学校
- (2) 黒沢尻西小学校
- (3) 黒沢尻北小学校
- (4) 東桜小学校
- (5) 飯豊小学校
- (6) 二子小学校
- (7) 更木小学校
- (8) 鬼柳小学校
- (9) いわさき小学校
- (10) 和賀西小学校
- (11) 笠松小学校
- (12) 和賀東小学校
- (13) 江釣子小学校
- (14) 北上中学校
- (15) 上野中学校
- (16) 東陵中学校
- (17) 北上北中学校
- (18) 飯豊中学校
- (19) 南中学校
- (20) 江釣子中学校
- (21) 和賀東中学校
- (22) 和賀西中学校

2 受託者

北上市相去町高前檀27番地36

公益財団法人北上市スポーツ協会

会長 下瀬川 俊一

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで